

綾川町における障害者雇用率について

綾川町では、令和2年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣に次のとおり通報（香川県労働局経由）しました。

この通報は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条の規定により、国及び地方公共団体の任命権者が、毎年、厚生労働大臣に行うことが義務付けられているものです。

綾川町の令和2年6月1日現在の障害者雇用率は以下のとおりです。

法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る職員 ①	雇用している障害者の数					実雇用率 ⑥／①%	法定雇用 率 2.5% を満たす ために必 要な人数 ⑧
	重度障害 ※1 ②	重度障害 (短時間 勤務) ※2 ③	普通障害 ※3 ④	普通障害 (短時間 勤務) ※4 ⑤	②×2人 +③+④ + (⑤× 0.5人) ⑥		
427.5人	4人	0人	3人	0人	11人	2.57%	10人

※1 重度障害：重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務を除く。）
障害者の算定上、その1人をもって2人の職員に相当

※2 重度障害（短時間勤務）：重度障害で短時間勤務である職員
障害者の算定上、その1人をもって1人の職員に相当

※3 普通障害：対象障害者である職員（重度障害又は短時間勤務を除く。）
障害者の算定上、その1人をもって1人の職員に相当

※4 普通障害（短時間勤務）：対象障害者である職員（重度障害除く。）であって短時間勤務の者。
障害者の算定上、その1人をもって0.5人の職員に相当